

別記

【第 34 回審議会概要（主な意見等）】

諮 問（１）米原市人権施策基本方針（改訂版）の見直しについて

事 務 局：令和元年度に人権施策基本方針の改訂を行うため、市長から現行の基本方針に対する見直しの諮問が本審議会に行われた。【詳細説明略】

審議事項（１）米原市人権施策基本方針の第２次改訂について

その後事務局から令和元年度の審議会のスケジュールの説明を行った。【詳細説明略】

会長から基本方針の見直しに関する意見出しが行われた。【詳細説明略】

委 員：「（７）と（８） 独立して掲げる意義」のところで、これは確かに他の人権課題と重なって出てくるが、例えば（６）や（９）に入れるということはかなり難しいと思うので、このままの方がよいと感じる。

会 長：感じたままの意見でよいので、他にもどうか。

委 員：（５）番の障がい者の人権だが、障害者差別解消法が施行され、滋賀県ではこれを補強する条例ができていますので、その条例との関係を加えるべきである。もう一つは、障害者差別解消法の中で各自治体は取扱要領などを作る必要があるが、米原市ではどうなっているのかを含めて、具体的な点検が必要ではないか。また、全国で「子どもの貧困」の実態調査を行った報告があり、広島でも 2017 年に行っている。女性の人権にある一人親世帯の、特に女性と子どもしかいない家庭の貧困が、学力にも影響していることの調査で明らかになってきた。調査を受けての対応が重要で、少なくとも米原市もそういう調査をやるべきではないかと思う。意外に米原は貧困が少ないと思うかもしれないが、厳しい状況の家庭もある。問題は、厳しい状況にある人に対して就学援助制度などの施策が届かないことである。逆に言うと書類が申請主義なので、申請すらできない。申請するには手間がかかる。結局が一番しんどい人が支援を受けられないままにいる。そういった実態が調査で明らかになってきたので、米原としてどう考えるのか。それから部落問題について、先ほど会長から第 6 条の調査についてあったが、法務省は差別事件等の調査を各市町に対して照会をして、回答をしている。国民の意識調査についてはかなりずれ込んでいるが、そのサンプル数が約 1 万や 2 万と言われている。ただ問題は、米原と全国の調査とどう比較するかが難しい。時期がずれてもよいので、国の調査と全く同じ設問で米原市でも調査をすれば、国の傾向と米原市の傾向が見えてくる。そうすると今日までの米原市の取組の評価は出てくるのではないかと思う。もう 1 つ聞いたかったのは、障がい者雇用の水増し問題が国で起

こり、そのあと各都道府県でもあったが、米原市の場合はなかったか。

事務局：うちはクリアしている。

委員：では問題ない。

会長：ありがとうございました。他にはどうか。

委員：外国籍の人の人権の関係だが、いろいろ挙がってきている。今後定住も増えていくと予想される中で、様々な問題が出ていると感じる。1つは多文化共生社会を推進していく中において、やはり専用の多文化共生推進プランが必要である。米原市は専用ではないが計画があり、外国籍の方の人権を守っていくこととなっているが、全体的に人権政策課が中心となってやっているだけだと感じる。やはり全体で取り組む形のプランを作らないと、対応ができてこないと感じる。日本語教育の問題にしてもそうだが、先ほど委員からも行政へつなげる手続きができていないという意見があったが、外国籍市民は余計にできない。相談体制や教育関係、様々な行政の手続きも分からないので、そういったことを確認していこうと思うと全体で取り組む必要があると思う。

委員：米原市は通訳がいるのか。

委員：多文化共生協会で2人、行政でポルトガル語が1人いる。

委員：中国籍の市民は多いのか。

委員：多い。中国とブラジルが多い。

今23か国の外国籍の方がいる。それに全部対応するというのはなかなか難しい。やさしい日本語で外国人にも努力してもらう必要があり、日本人も努力していく必要がある。

委員：翻訳機を買ったらどうか。市役所にはあるのか。

事務局：市民窓口課に1台ある。

委員：人権政策課にも必要ではないか。人権相談をするときに必要である。

委員：甲賀市では窓口などに複数設置している。もう一つは、やさしい日本語を行政全体が理解する必要がある。例えば漢字をひらがなにするなど。日本語は難しいので分かりやすい言葉、分かりやすい表現にする必要がある。特に災害などで避難をしても言葉が分からない。このような場合にやさしい日本語で対応する。外国籍の人も日本になじんでいくことに努力していく、日本人も外国人と共生が必要なので、そういう社会を作っていこうと思ったら、対応を覚えていく必要がある。やさしい日本語での講演会や、ふりがなをふるなどの対応も必要である。

委員：あとインターネットである。これはどこに入るのか。インターネット上でヘイトスピーチ、それから部落や障がい者の差別、それぞれに書くのか、どう対応していくのか。

会長：インターネットに関しては、21ページの様々な人権の中に同列併記で挙げている。記述は短いですが、それぞれに入れ込むのか、独立させるのか。インターネット

と言うと、インターネット上での場面場面の人権侵害ということになる。

委員：インターネット上の人権については、子どもの人権問題のいじめが多いと思われるが、子どもだけではなく、企業からもつきまといの相談を受けている。インターネットで写真を簡単に加工できるので、この女の人はこう人だということをインターネットに流している。他にも部落探訪といって、ビデオで実況中継をしながら、それを流されている。そのような形で部落差別をしたり、ヘイトスピーチを流したりしているので、できたらそういう今日のインターネット上における人権侵害について、もう少しボリュームを増やしてもらいたい。半世紀前から部落の地名を書いた本が出ている。これは法務省が回収して見れないようにしている。しかし、インターネットで出ているから、スマホで全部分かってしまう。滋賀県内の被差別部落一覧表で全部出てくる。隠しても隠し切れない。それを子どもたちが歴史の中で、昔「えた」「ひにん」といわれる、そういう身分の人達がいまいたとなった時に、どこかで見て、ここではないかと考えてしまう。あるいは不動産を買う時にそこを見られる。結婚する自分の子どもたちが相手連れを連れてきたら、どこの住所かと聞いて調べられてしまう。そういう社会の中で、どうするかとなった時に、教育啓発の中で、いわゆる情報社会の学習をしていくべきである。一方では、学校の中でプログラムを作れとか、技術的なことばかりやって、インターネット情報をどう見るかという部分が足りていない。そのような教育は必要である。今の若い人は何でもウェブで検索して、それが絶対正しいものだと思っている。時々間違いもあるが、指摘しても、インターネットに掲載されたので正しい、あなたが間違っているというような感覚である。インターネット・情報化社会の進展に伴う新たな分野における差別は起きている。それに対応するための教育啓発を小さい時からやっつけていかないと大変な時代になってくのではないか。今までやってきた取組の成果は、一気に崩れてくるのではないかなと思うので、その辺りは新たな時代の状況の中で書き込みをしていただきたい。

委員：インターネットやSNSでかえって後退しているという感じだ。今まで様々な教育をされてきたが、それが一度に元に戻っている。そういう感じが受けられる。ひどくなってきた。

会長：かなり問題は大きいと思うので、この21ページだと5行程度の記述だが、これは前に持ってきて独立させるのか、あるいはそれぞれ課題の中に入れていくのか、これも検討していきたいと思う。他にどうか。

委員：ちょっと視点がずれているかもしれないが、改訂していくことは大切だと思い、新しい課題があり、それを入れていく改訂も必要。ただ、改訂ありきでは駄目ではないか。この基本方針を見たときに、過去にどうしていたかとあるが、これがどの程度この5年の間に浸透してきてどう進んできたのか、それをしっかり検証していく必要があるのではないか。その上で新しい課題を入れていく、それで改

訂してくということがないと、ただ頭から改訂では駄目なような気がするので、その点だけお願いしたい。

会 長：検証の上に立たないと意味がないのでそのとおりである。他にどうか。

今日いろいろご意見いただきましたので、それらを入れ込む形で、たたき台を作っていきたいと思う。次回の8月の審議会で文章化されたものを出すということになるのか。

事 務 局：先ほどの検証という部分もあるが、今回は推進計画となる。今、各課に対して聴き取りを行っている。毎年あるが、それが多くの時間を費やすと思う。それと庁内の関係課に対して、その問題意識の部分であるが、協議の中に出していきたいと考える。

委 員：進行管理は例年各主管課の取組がでてくるが、何か従来そのままずっと進んでるような気がするので統合というのか分からないが、一緒のものは勇気をもってやっていただけるような進行計画にされたい。

事 務 局：従来の目標とか、これよりも上がった下がただけではなく、人権の視点でいかに行政の施策を捉えていくかというようなことも必要かと思うし、人権の視点でどのように展開していくか、そしてまたよく似た事業があった場合、つなぎ合わせることによって、より効果的な事業展開ができるかと思う。このあと7月に入るとヒアリングがあるので、関係課ともヒアリングする中で、その辺を聞いて参りたい。

委 員：策定スケジュールについてだが、これは絶対今年度中に仕上げる必要があるのか。

事 務 局：ちょうど委員が交代するタイミングになるので、また一からやり直すことは避けたい。

委 員：半年で行うのは大変ではないか。月に2回ずつ会議を持つならできるかもしれないが。2か月に1回くらいあるくらいで、できたら11月にとというのは、無理があるような気がする。

事 務 局：なるべく柱の部分はそこまでに済ませたい。

委 員：確かにそうなのかもしれないが、全体を変えるのではない。委員が変わるということがあるとは聞いていたが、事務局で対応いただければそれでよい。

事 務 局：審議会の開催期間として1か月2か月と空いてるものについては、例えば書面で意見をまとめる形など、その辺も行いながら進めたいと思っている。

委 員：その方向でよい。

会 長：12月に予備を入れているので、あと4回ある。答申は今年中にとということか。12月も年末押し迫ったぐらいの答申でもよいのか。

事 務 局：この答申をいただいた後に、当市の関係課に対して意見照会をさせていただく期間があるが、部長会議には最終的に報告という形をとりたいと思うので、それまでに答申をいただき、それをもとに素案という形でこちらが策定していこうと思

っているので、関係課等の照会も2週間はいただきたい。日程的にきつくはなるが、いけないことはないという感じである。

会 長：今日いただいた意見は事務局と詰めていくので、8月の進行管理に時間をとるといことで、いただいた意見をどう反映するのかというのを形になるもので示せればと考えている。それができるように会長と事務局の方で作業を進めていくのでよろしくお願ひしたい。

#### 報告事項（1）人権関連施設の状況について

---

事 務 局：平成31年3月31日を持ってその用途を廃止した息郷地域総合センター三吉会館と和ふれあいセンターについて、その後の活用について事務局から報告した。

##### 【詳細説明略】

会 長：人権関連施設の状況についてということで、資料に基づき説明があった。これについての委員から質問、意見はないか。

委 員：将来的には譲与すると書いているが、将来的とはどういうことか。

事 務 局：譲与ということで以前から自治会と話をしている。

委 員：なぜ将来的という表現なのか。

事 務 局：決定はしていないからである。

委 員：決定にはなっていないのだな。曖昧である。前にも言ったが、市長が理念を言うわりには具体的な部分で極めて理念がない。5年間は補助します、ではその5年後には譲与しますというわけではないのであろう。将来的には、自治会としては要らない、撤去してくれと言われかねない。

事 務 局：市としては5年間に自治会との協議を行い、5年以降譲与と考えている。

委 員：本来は譲与する前提で、将来的には5年間は軽減緩和処置として補助し、その後は譲与すると合意をした上で、普通は行うべきではないかと考える。基本的には聞いている様子ではそこは合意されてない。とりあえず自治会館として借りてほしいではないのか。だから、これなら不要という話になる。譲与というのは、丸々自治会で引き受けてということである。5年たった後は自分たちで維持補修してくれという話になるわけだ。そこは合意されていない。そこは曖昧なままで、そこは5年間理屈をつけてお金を渡す形で、後はやってくれとなっている。その間に自治会長が代わるかどうか分からない。知らないと言われたらどうするのか。せつかく大事な公共施設であり、老朽化してるわけでもない。多良にしても三吉にしても、自治会が活用してやるのは大いに結構。しかしその自治会が活用する中で、5年後に本当に自治会だけで運営できるのか。建物がどんどん老朽化し、

維持修繕でお金がかかってくる。それを今の自治会では経費を賄えない。そうすると、結果的には放置してしまうことになる。せっかく町のお金、県のお金、国のお金が注ぎ込まれて造られた施設そのものを無駄にしてしまうことになる。運営についてはどこがしてもよい。将来展望をみたって、今の5年間でいったら、この表現で書けない、おかしい。

事務局：ただいまの意見について、将来的というところで曖昧というご指摘をいただいているが、5年以内の補助で、あとは自分たちで運営していくということで理解をいただいている。施設の維持管理についても3年後を目途に、両者が協議の上で市が改修をして渡すということで合意もいただいている。私たちもいきなり自治会費がかさむということがないようにしたいと思っているので、そこは地域の方も理解をいただいている。一応両者とも5年以内の補助で何とか独立していただきたいということで合意をいただいているので、その辺はご理解をいただきたい。

委員：そこまで言い切るのであれば、そのように進められたいということである。しかし、維持管理ができるわけがない。そうすると結果的にはごく一部しか使わないようになる。言いたいのは、三吉の自治会がやると同時に息郷学区全体の公民館がない。そういう形でより身近にそれぞれの学区の中で、公民館的な活動としていくとか、そういう話なら納得できる。違う立場で言ったら、他の自治会でも同様の補助をという話になってくる。どういう根拠で出すのかという話になる。他の自治会館はお金を出してやっている。もっと言ったら三吉会館を建てる時に、ある自治会からは差別的な発言が出てきた。うちは長い間積み立てして区民がお金を出して建てているのに、なんで三吉会館だけは一銭も出さずに、という話が出てきた。そういうことも含めて市長に聞きたいのだが、これが果たしてよかったか。税金の有効な活用になったのかどうか。多良にしてもあのような施設はあの周辺では他にない。息郷学区でもない。それぞれ自治会としてこじんまりしたものがあるだけ。地域の活性化を考えるなら、拠点施設があるということである。例えば1階は地元の自治会として活用しながら、それ以外は、学区の公民館的な生涯学習施設として活用していくとか。そのために人員の配置とか考えるのであれば社会的合意は得られると感じる。どういう根拠でお金を渡しているのかとなったら、手切れ金のような、逆に言ったら地元とそういう話になっているのであれば、それでできるのかどうか、しっかりやってもらいたい。今聞いているのは、そこまでは合意はされていないということである。

会長：委員から懸念というか、そういう指摘があったと承っておく。

その他（1）米原市人権意識調査（2017年度）報告書概要版の発行について

事務局：平成31年2月に策定した米原市人権意識調査（2017年度）報告書概要版につい

て、その活用等を説明した。【詳細説明略】

会 長：色刷りのもので仕上げて活用しているということである。コンパクトにうまくまとまったかなという印象を持った。  
他に質問等ないようなら本日の審議はこれで終了させていただきたい。

事 務 局：審議に謝辞を述べ、次回会議の案内を行い本日の審議会を終了した。